

## 新型コロナウイルス感染症経過報告書

新型コロナウイルス感染症による出席停止の基準については、2023年5月8日から学校保健法安全法施行規則第19条第2項により、「新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで。」と規定されています。医療機関による治癒証明書の提出は必要ありませんが、登園する際に下記事項をご記入・ご確認の上、提出願います。

※解熱日、軽快日…解熱剤等を使用せずに平熱に戻った日、呼吸器症状等が改善傾向にあること  
 ※医療機関等で診断を受けた場合は、診断内容等を保護者が記入して下さい。

①受診医療機関名			
②判定方法		PCR検査、抗原検査等	
③発症日	年 月 日	病気による発熱等の症状が始まった日	
④診断、判定日	年 月 日	医療機関で診断又は検査キットなどで感染が確認された日	
⑤処方薬		薬などを処方された場合は記入	

⑥症状、体温の経過(記録欄が足りない場合は、裏面の余白を使い、記入して下さい。)

	体温測定月日	症状	午前測定時間：体温	午後測定時間：体温
発症日	月 日		時 分： 度	時 分： 度
1日目	月 日			
2日目	月 日			
3日目	月 日			
4日目	月 日			
5日目	月 日			
6日目	月 日			
7日目	月 日			
8日目	月 日			

恵光幼稚園 園長殿

上記のとおり、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過しましたので、出席停止措置の解除をお願い致します。

\_\_\_\_\_年 月 日

\_\_\_\_\_園児名

\_\_\_\_\_保護者名